

26議第1020号
平成27年3月26日

増田 聖子 様

岡崎市議会事務局長
間 宮 淳



陳情の審査結果について（通知）

平成27年2月13日付けで提出された陳情については、下記のとおり処置されました。

記

1 陳情第1号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について」

2 審査年月日

平成27年3月13日

3 審査委員会

福祉病院委員会

4 岡崎市議会として、別紙の意見書を関係機関へ送付しました。

（送付先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣）

5 審査の際に出された意見

・現在の医療費助成は肝炎治療特別促進事業により行われているが、対象となる治療法が限定されており、症状がより重篤化した肝硬変・肝がんの治療は助成対象となっていないことから患者は高額の医療費を負担せざるを得ない状況になっている。また、肝臓の機能障がいは身体障害者福祉法上の身体障がいとされているが、認定基準が患者の実態に即していないため、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もある。よって、本陳情の陳情理由は十分に理解できるものであり、願意は妥当と考える。

・ウイルス性の肝炎については、国が肝炎対策基本法によって救済するとしているが、肝硬変・肝がんに対する対策はおくれている。本市ではB型・C型肝炎の無料検査を行っており、また県の単独事業として血清肝炎及び肝硬変の2疾患については国の特定疾患治療研究事業に準じた医療費補助がある。それでも肝硬変・肝がんの医療費は高額でありながら医療費助成の対象とならないこと

を鑑み、本陳情に同意する。

- ・患者が一日も早く治療に専念できる環境が必要である。ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がんに対する医療費助成制度の創設や肝機能障がいによる身体障がい者手帳交付の認定基準緩和などにしっかりと取り組むべきものであり、意見書の提出について賛同する。
- ・現在の医療費助成は抗ウイルス性治療に限られ、より重篤な病態の肝がん・肝硬変に対する治療は助成対象になっていない。高額な医療費が本人や家族の生活を苦しめ、必要な治療を受けることを諦めざるを得ない実態もある。医療費助成は、こうした患者の治療を保証し、薬害等被害者を救う手立てとしても有効であり、必要と考える。また、肝機能障がいの障がい者手帳の認定は患者が極めて重篤な状態に達しないと認定されないとという状況であり、障がいを持つ方の生活保障という福祉的役割が發揮されず、認定基準の緩和が急がれることからも国に意見書を提出し、一刻も早い手立てを講ずるべきと要求する。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障がい認定（障がい者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっている、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障がいによる身体障がい者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月25日

岡崎市議会